設計変更理由書

神 戸 市

工　　事　　名	税関前歩道橋架替工事

【変更契約後の工事概要】

・完成期限　（変更前）令和６年３月 31 日
　　（変更後）令和５年８月 31 日

【変更契約後の工事概要】

・鋼管杭取り卸し工　一式

契約変更の理由

1．みなとのもり公園に杭を仮置きするにあたり、地元などからの要請及び関係機関との協議の結果、通常の立入禁止措置以上の対策を講じる必要が生じ、仮囲いが増工となる。

2．設計図書の照査を進める中で、通常の「設計図書の照査」をこえる、歩道橋の応力計算書の計算入力条件の確認やその後の応力計算を伴う照査をする必要が生じ増工となる。

3．発注時の想定以上に施工計画が複雑となり、施工に当たって技術的な課題が判明した。その課題に対して、設計・施工の両面から協議を行ったが、課題の認識・その解決策に対して見解の相違があり、これ以上協議を重ねても合意に達し施工実施に至る可能性が低く、今後の事業スケジュールを勘案し施工業者と合意のうえで、設計変更減による工事完了を行う結論に至ったため減工・廃工となる。そのため、213 日間の工期短縮となる。